

紀南くろしお乗り放題特急券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 紀勢本線活性化促進協議会新宮白浜区間部会(以下「部会」という。)部会長(以下「部会長」という。)は、新宮駅から白浜駅間の旅客鉄道の確保・維持を図り、もって継続的な地域間の移動を支援する目的を達成するため、当該区間において西日本旅客鉄道株式会社が発売する「紀南くろしお乗り放題特急券」(以下「特急券」という。)を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象期間)

第2条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の2月28日を末日とする1年間とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自らの通勤、通学または日常の移動等のために特急券を購入し、利用した者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特急券1枚(1カ月分)につき5,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、紀南くろしお乗り放題特急券購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、部会長に申請するものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月28日までに部会長へ提出するものとする。

(1) 特急券の購入を証する書類(領収書の写し等)

(2) 購入した特急券の写し(利用期間等の券面が確認できるものであり、かつ、いかなる加工、編集又は改ざんも行われていないものに限る。)

(3) 公的身分証明書の写し(マイナンバーカードの写し等)

(4) 振込先口座が確認できる書類(通帳の写し等)

(5) その他部会長が必要と認める書類

2 部会長は、同一の特急券による重複申請その他の不正を防止するため、前項第2号の写し(次条の規定により送信する画像データを含む。)を作成するに当たり、申請者に対し、当該特急券の券面に署名又は特定の文字を記入した上で写しを作成するよう求めることができる。

(交付申請方法の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、申請者は、補助金の申請を、部会長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法(以下「オンライン申請」という。)により行うことができる。

(交付決定及び確定)

第7条 部会長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、補助

金を交付すべきものと認めるときは、紀南くろしお乗り放題特急券補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

2 部会長は前項の交付決定をするに当たって、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管すること

(2) その他の補助金等による収入があった場合には、当補助金の全部又は一部を部会に返納させることがあること。

(3) 部会長が補助金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、特急券の原本の提示又は提出に応じること。

(実績報告及び額の確定)

第8条 補助金の実績報告については、第5条の規定によるこの補助金の交付申請書の部会長への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 補助金の額の確定は、前条の規定によるこの補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(補助金の支払い)

第9条 部会長は、第7条の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金の交付決定を受けた申請者に対し、第7条の規定による交付決定の日から起算して30日以内に申請者の指定する金融機関に口座振込により補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第10条 部会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(4) 特急券の写し又は画像データの加工、編集、改ざん、他人の特急券の使い回し等、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第7条第2項第3号に規定する特急券の原本の提示又は提出の求めに応じないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。